

平塚市社会福祉法人指導監査実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項に基づき、福祉サービス利用者の利益を保護し、並びに適正かつ円滑な法人運営及び社会福祉事業の経営を確保するため、統一的かつ効率的な指導監査の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指導監査の対象）

第2条 指導監査の対象は、本市を所轄庁とする社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

（基本方針）

第3条 指導監査は、法人の運営状況等について調査し、又は検査し、並びに国の通知による指導事項及び本市における法人の運営の実情を踏まえて実施するものとする。

2 市長は、指導監査の実施に当たり、画一的又は形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言又は指導を行うものとする。

3 市長は、指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項（重点事項）、神奈川県又は本市における従前の指導監査結果の問題点等も十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。この場合において、当該実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。

4 前項の規定による実施計画の策定に当たっては、法人が実施する事業等に関連する本市の部署（以下「事業主管課」という。）と指導監査対象に係る情報交換を密に行い、十分な連携を図るものとする。

（庁内関係課連絡調整会議の設置）

第4条 法人の適正な運営を確保するため、社会福祉法人庁内関係課連絡調整会議を置く。

2 社会福祉法人庁内関係課連絡調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指導監査の実施)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

3 定期指導監査は、第3条第3項に定める年間の実施計画に基づき実施し、その周期は厚生労働省が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」の「3 一般監査の実施の周期」で定めるとおりとする。ただし、3(1)イの要件は除外する。

4 前項の規定にかかわらず、当該定期指導監査の直近に行われた定期指導監査の結果において、第10条第2項に規定する指摘事項があった場合又は本市が必要と認める場合にあっては、2年に1回の実地により実施する。

5 臨時指導監査は、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により当該法人の運営等に問題が発生するおそれがあると認められる場合、随時実施し、改善が図られるまで毎年、実地により実施するものとする。

6 特別指導監査は、法人の運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として、随時実施し、改善が図られるまで毎年、重点的に実地により実施するものとする。

7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第6条 市長は、公正不偏的かつ指導援助的な視点をもって指導監査を実施する。また、法人においては、指導監査に対する理解及び自発的協力を持って対応するよう努めるものとする。

2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として事業主管課と十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(実地定期指導監査の実施方法)

第7条 市長は、実地で行う定期指導監査（以下「実地定期指導監査」という。）の実施に当たって、原則として、実地定期指導監査を実施する日の1か月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人の代表者宛てに文書で通知するものとする。

2 市長は、実地定期指導監査の対象となる法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

- 3 市長は、実地定期指導監査の実施に当たって、必要に応じて関係行政機関その他関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。
- 4 実地定期指導監査は、法人の事務所において実施するものとする。ただし、必要と認める場合には、それ以外の方法等により実施することができるものとする。
- 5 実地定期指導監査は、当該法人の運営等について、代表者等から説明を聴き取り、必要に応じて設備、帳簿及び書類を実地で確認するほか、第2項の監査資料に基づいて実施するものとする。
- 6 実地定期指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。
- 7 市長は、前項の指導監査を実施する職員に対し、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第7条に規定する身分証を交付するものとする。

（合同指導監査の実施）

第8条 指導監査は、必要に応じて事業主管課の協力を得て合同で実施することができる。

（神奈川県との連携）

第9条 指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営している施設等に係る指導監査（以下「施設監査」という。）を所管する神奈川県と十分連携を図りながら行うものとする。

- 2 市長は、必要に応じて神奈川県の協力を得て、神奈川県が実地で行う施設監査と同時に、当該施設を運営する法人に対する実地定期指導監査を実施することができる。
- 3 市長は、施設監査を所管する神奈川県に対し、法人指導監査結果の情報提供に努めるものとする。

（実地定期指導監査結果の通知及び改善計画、改善結果の報告書の提出）

第10条 実地定期指導監査の担当者は、実地定期指導監査終了後、現地において当該法人関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

- 2 市長は、法人の代表者に対し、実地定期指導監査により認められた法令等の違反・過誤等（以下「文書指摘事項」という。）について、改善計画及び改善結果の提出期日を定めて文書により通知するものとする。なお、違反等の程度が軽微である事項及び文書指摘事項として通知せずとも改善が見込まれる事項（以下「口頭指摘事

項等」という。)については、文書指摘事項に併せて通知し、任意の様式で改善計画及び改善結果の提出を求めるものとする。

3 前項による通知を受けた法人の代表者は、通知を受けた日から60日以内に文書指摘事項に対する改善計画書(第1号様式)及び任意の様式で、文書指摘事項及び口頭指摘事項等に係る改善計画を市長に提出するものとする。

4 法人は、文書指摘事項及び口頭指摘事項等を改善計画とともに理事会へ報告する。
なお、特に指定した事項については、理事会で改善及び是正措置を検討するものとする。

5 法人は、改善計画に基づいて文書指摘事項に対する改善結果報告書(第2号様式)を作成し、次に掲げる書類を添付し、前項の規定に基づく理事会の開催日から30日以内に市長に提出するものとする。

(1) 前項の規定により文書指摘事項及び口頭指摘事項等を報告したとき、及び特に指定した事項について改善及び是正措置を検討したときの理事会の議事録の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指導監査結果等の公開)

第11条 市長は、本市市政における公平性や透明性を確保し、社会福祉法人の事業運営の透明性向上、福祉サービス等利用者の選択肢拡大に資するため、法人に対する指導監査の結果等について、市ホームページで公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、決裁の日（平成３０年４月１０日）から施行する。

２ 改正後の第５条第３項の規定は、平成２９年７月１日以降に実施する定期指導
監査の監査結果に係る実施時期について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和３年７月７日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和４年６月２３日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和５年６月１６日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和６年３月１１日）から施行する。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

(提出先)
平塚市長

法人名

代表者職氏名

文書指摘事項に対する改善計画書

年 月 日付 第 号にて指摘のありました事項について、次の
とおり改善計画を立案しましたので提出します。

なお、当該計画を諮る理事会の開催は 年 月 日を予定しています。

指摘事項	改善計画内容

以 上

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

（提出先）
平塚市長

法人名

代表者職氏名

文書指摘事項に対する改善結果報告書

年 月 日に報告した改善計画について、年 月 日開催の理

事会で諮った結果、別添理事会議事録のとおり承認されましたので報告します。

以 上